

行動計画記載事項（案）について

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1節 府における食の安心・安全確保の現状と課題

第2節 基本的な考え方

- 1 基本的な視点
- 2 計画の期間
- 3 施策の展開の体系

第2章 施策展開の方向性

第1節 安心・安全の基盤づくり【安全で環境に配慮した食品の生産・供給体制の確立】

- 1 安全な食品の生産・製造・加工、流通の確保
- 2 生産者・事業者の衛生管理等による品質向上対策の促進
- 3 人にやさしく環境に配慮した食品生産の推進
- 4 きょうと信頼食品登録制度等の創設と登録実施

第2節 安心・安全の担保【生産から消費までの一貫した監視・指導・検査システムの構築】

- 1 食品衛生に関する監視・指導の充実・強化
- 2 BSE、高病原性鳥インフルエンザなどの予防対策の徹底、監視体制の強化
- 3 適正な食品表示の確保

第3節 信頼づくり【リスクコミュニケーションの促進と府民参画】

- 1 リスクコミュニケーションの促進と情報共有化の推進
- 2 顔の見える関係づくりの推進
- 3 食の安心・安全に関する学習活動の推進

第3章 計画の管理・公表(審議会による評価)

「数値目標」は各事項ごとに記載する。